

車体の形状	構造要件	留意事項
公共応急作業車	<p>電気事業、ガス事業、水防機関、道路管理、電気通信事業その他公益事業を行う者において、公益事業における危険の防止及び公益を確保するため、応急作業のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 電気、ガス、水防、道路管理、電気通信等の応急作業に必要な資機材を収納する設備を有すること。 ただし、道路管理者が使用する自動車であって、道路における危険を防止するために使用する自動車にあっては、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に必要な設備を備えていればよい。</p> <p>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>	・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。